

# お 知 ら せ

皆様のご協力のもとに進めております国土交通大臣起業の『一級河川大淀川水系大淀川改修工事（大岩田遊水地）及びこれに伴う排水施設付替工事』について、左記のとおり土地収用法による事業の認定の告示がございましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

## 記

一 事業認定の告示があった日 令和八年二月二十五日（国土交通省告示第三百十一号）

二 事業認定の告示があった土地

（収用の部分）

宮崎県都城市下長飯町、大岩田町及び都島町地内

（使用の部分）

宮崎県都城市下長飯町地内

この事業認定の告示の日以後、前記二の土地については、土地収用法による次の効果が発生していますので、留意ください。

イ 右の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

ロ 右の告示の日以後に、土地、土地にある建物等の工作物または物件について新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないこととなります。また、新たな権利を設定されても、損失の補償は受けられません。

ハ 右の告示の日以後に、土地の形質を変更し、建物等の工作物を新築、増築等するときまたは物件を附加増置するときは、あらかじめ宮崎県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

ニ 右の告示の日以後に、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっておられる関係人は国土交通大臣に対し、宮崎県収用委員会に土地収用の裁決を申請するよう請求することができます。

また、国土交通大臣が裁決申請したときまたは国土交通大臣に裁決を申請するよう請求したときは、これらの方は自己の権利に対する補償金を支払うよう国土交通大臣に請求できます。

ホ 土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、裁決申請がされた後は、明渡裁決の申立てを直接宮崎県収用委員会あてにすることができます。

なお、これらの土地を表示する図面は、都城市役所土木部維持管理課で縦覧されています。また、詳しい内容について記載されています。パンフレット「補償等についてのお知らせ」を、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所用地第一課及び都城市役所土木部維持管理課において用意しておりますので参考にしてください。その他、不明な点については、左記の国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所用地第一課にご照会ください。

起業者の名称

国 土 交 通 大 臣

連 絡 先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 用地第一課

住 所 宮崎県宮崎市大工二丁目三九番地

電 話 098512418463